

令和2年2月議会定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

令和2年2月議会定例会提出議案

議案番号	議 件 名
1	副広域連合長の選任について
2	専決処分について 専決第1号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
3	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
4	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
5	新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について
6	令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
7	令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

議案第1号

副広域連合長の選任について

次の者を新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任したいので、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第11条及び第12条第4項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山秀幸

住 所	氏 名
新潟県三島郡出雲崎町大字山谷173番地	小林則幸

議案第2号

専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山秀幸

記

専決第1号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

専決第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日限りで新潟県市町村総合事務組合から新発田地域老人福祉保健事務組合を脱退させることとするため、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、これに伴って新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和元年 1 1 月 2 5 日専決

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀幸

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「下越障害福祉事務組合」を「下越福祉行政組合」に改め、「新発田地域老人福祉保健事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第2号」を「第2条第4号」に改め、同条第2号中「第2条第4号」を「第2条第6号」に改め、同条第3号中「第2条第5号」を「第2条第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山秀幸

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「0.0740」を「0.0784」に改める。

第10条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「36,900円」を「40,400円」に改める。

第11条中「62万円」を「64万円」に改める。

第15条第1項第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4条及び附則第5条を削る。

附則第6条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第7条」を「附則第5条」に改め、同条を附則第4条とする。

附則第7条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条を附則第5条とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第5号

新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について

新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画を次のように改定する。

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山秀幸

表紙中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

目次中、資料3の次に「資料4 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施イメージとそれぞれの役割・・・・・・・・・・14」を加え資料4を資料5に繰り下げ「14」を「15」に改める。

4 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること中（4）保健事業に関することを次のように改める。

広域連合は、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため保健事業実施計画を策定し、関係市町村と連携・協力して必要な保健事業を行います。

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有する特性があります。

こうした特性を踏まえ、これまで実施してきた保健事業に加え、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みを進める関係市町村を支援することなどにより、さらなる被保険者の健康寿命の延伸を目指します。

このため、広域連合は、保健事業を自ら実施するほか、保健事業の一部を委託契約に基づき関係市町村等に委託し事業の実施に必要な費用を委託事業費として交付します。

保健事業の委託を受けた関係市町村等は委託契約に定めた事業を適正に実施します。

5 第3次広域計画の期間及び改定に関すること中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

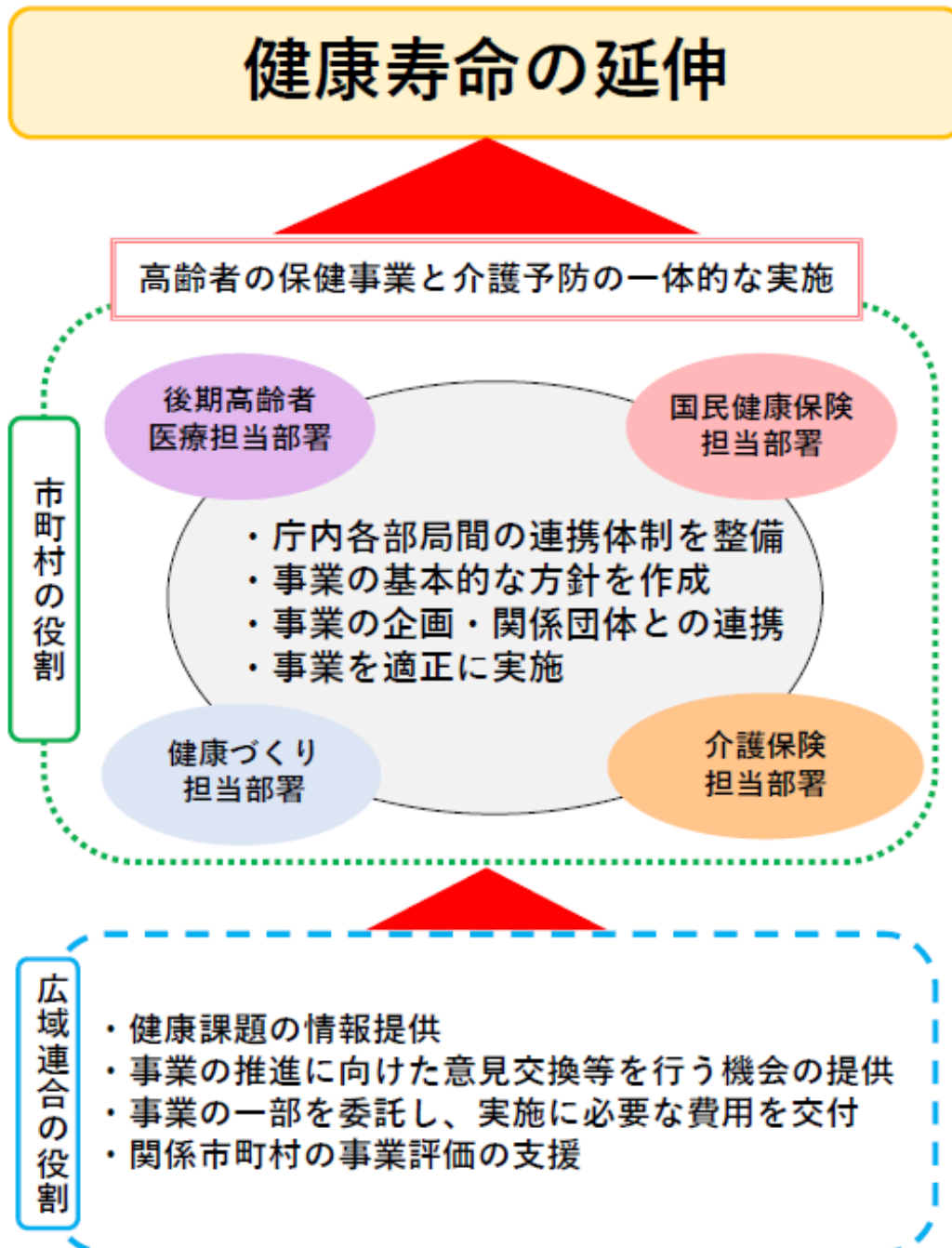
資料編表紙中、資料3の次に「資料4 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施イメージとそれぞれの役割」を加え、資料4を資料5に繰り下げる。

資料3の次に別紙を追加し、資料4を資料5に繰り下げる。

裏表紙中「平成30年3月」の次に「策定」「令和2年4月一部改定」を加える。

資料4

広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の
一体的な実施イメージとそれぞれの役割



議案第6号

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、別紙のとおりとする。

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山秀幸

令和2年度

一般会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,081,643千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山秀幸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,053,994
	1 負担金	1,053,994
2 国庫支出金		27,420
	1 国庫補助金	27,420
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		228
	1 預金利子	86
	2 雑入	142
歳 入	合 計	1,081,643

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,129
	1 議会費	1,129
2 総務費		1,080,414
	1 総務管理費	1,080,077
	2 選挙費	68
	3 監査委員費	269
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	1,081,643

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,053,994	1,081,076	△27,082
2 国庫支出金	27,420	27,515	△95
3 繰越金	1	1	0
4 諸収入	228	198	30
歳入合計	1,081,643	1,108,790	△27,147

歳出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	1,129	1,166	△37				1,129
2 総 務 費	1,080,414	1,107,524	△27,110	27,420		142	1,052,852
3 予 備 費	100	100	0				100
歳 出 合 計	1,081,643	1,108,790	△27,147	27,420	0	142	1,054,081

歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
項			
目			
1 分担金及び負担金	1,053,994	1,081,076	△27,082
1 負担金	1,053,994	1,081,076	△27,082
1 市町村負担金	1,053,994	1,081,076	△27,082
2 国庫支出金	27,420	27,515	△95
1 国庫補助金	27,420	27,515	△95
1 民生費国庫補助金	27,420	27,515	△95
3 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
4 諸収入	228	198	30
1 預金利子	86	60	26
1 預金利子	86	60	26
2 雑入	142	138	4
1 雑入	142	138	4
歳入合計	1,081,643	1,108,790	△27,147

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	事務費負担金	1,053,994	共通経費負担金 1,053,994
1	社会福祉費補助金	27,420	特別調整交付金 27,420
1	繰越金	1	前年度繰越金 1
1	預金利子	86	預金利子 86
1	雑入	142	職員駐車場利用者負担分 142

歳出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	1,129	1,166	△37				1,129
1 議会費	1,129	1,166	△37				1,129
1 議会費	1,129	1,166	△37				1,129

1 議会費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	656	001 議会運営費
			議長報酬
8	旅費	320	副議長報酬
			議員報酬
10	需用費	37	費用弁償
			食糧費
13	使用料及び賃借料	116	会場借上料

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,080,414	1,107,524	△27,110	27,420		142	1,052,852
1 総務管理費	1,080,077	1,107,163	△27,086	27,420		142	1,052,515
1 一般管理費	1,080,077	1,107,163	△27,086	27,420 (国) 特別調整交付金 (他) 職員駐車場利用者負担分		142 27,420 142	1,052,515

2 総務費

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
1	報酬	178	001 一般管理事務費 980,124
7	報償費	170	連合長報酬 60
8	旅費	303	副連合長報酬 48
10	需用費	2,158	情報公開・個人情報保護審査会委員報酬 70
11	役務費	27,087	法律相談謝礼 44
12	委託料	23,767	費用弁償 38
13	使用料及び賃借料	14,817	普通旅費 224
17	備品購入費	200	消耗品費 1,899
18	負担金、補助及び交付金	63,270	燃料費 21
27	繰出金	948,127	食糧費 5
			修繕料 50
			通信運搬費 1,631
			手数料 247
			事務機器保守等委託料 656
			例規保守委託料 165
			ホームページ作成等委託料 751
			広報チラシ等作成業務委託料 11,428
			文書廃棄業務委託料 127
			会場借上料 253
			タクシー使用料 19
			レンタカー使用料 86
			自治会館駐車場使用料 25
			高速道路等使用料 1,849
			テレビ受信料 15
			クラウドサービス使用料 617
			事務室借上料 9,262
			事務機器賃借料 1,403
			事務用ファイルサーバ賃借料 644
			事務所備品購入費 200
			新潟県市町村総合事務組合負担金 65
			地方公共団体情報システム機構負担金 45
			全国後期高齢者医療広域連合協議会分担金 50
			特別会計事務費繰出金 948,127
			002 職員派遣関係経費 63,327
			職員駐車場借上料 327
			派遣職員人件費等負担金 63,000
			005 特別調整交付金事業費 36,626
			医療懇談会委員謝礼 126
			医療懇談会委員費用弁償 34
			普通旅費 7
			燃料費 30
			食糧費 4
			印刷製本費 149
			医療懇談会郵送料 9
			医療費通知郵送料 25,200

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

2 総務費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		臓器提供意思表示関連委託料 396
		広報チラシ等作成業務委託料 8,404
		制度改正リーフレット等作成業務委託料 1,840
		会場借上料 141
		自治会館駐車場使用料 5
		レンタカー使用料 121
		高速道路等使用料 50
		新潟県保険者協議会負担金 110

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 選挙費	68	68	0				68
1 選挙管理委員会費	68	68	0				68

2 総務費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	58	001 選挙管理委員会費
8	旅費	10	委員報酬 費用弁償

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 監査委員費	269	293	△24				269
1 監査委員費	269	293	△24				269

2 総務費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	96	001 監査委員費
8	旅費	97	委員報酬
13	使用料及び賃借料	76	費用弁償
			タクシー使用料

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 予備費	100	100	0				100
1 予備費	100	100	0				100
1 予備費	100	100	0				100
歳出合計	1,081,643	1,108,790	△27,147	27,420	0	142	1,054,081

3 予備費

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
		001 予備費 100 予備費 100

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費							共済費	合計	備考	
		報酬	給料	期末 手当	地域 手当	寒冷地 手当	その他 手当	計				
本年度	長等	2	108						108		108	
	議員	30	656						656		656	
	その他 特別職	11	224						224		224	
	計	43	988						988		988	
前年度	長等	2	108						108		108	
	議員	30	681						681		681	
	その他 特別職	11	224						224		224	
	計	43	1,013						1,013		1,013	
比較	長等	0	0						0		0	
	議員	0	△ 25						△ 25		△ 25	
	その他 特別職	0	0						0		0	
	計	0	△ 25						△ 25		△ 25	

備考 長等とは連合長及び副連合長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。

議案第7号

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

令和2年度

後期高齢者医療特別会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ267,840,492千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2 款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山秀幸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		46,706,455
	1 市 町 村 負 担 金	46,706,455
2 国 庫 支 出 金		89,294,157
	1 国 庫 負 担 金	64,235,119
	2 国 庫 補 助 金	25,059,038
3 県 支 出 金		22,067,589
	1 県 負 担 金	22,067,589
4 支 払 基 金 交 付 金		106,944,393
	1 支 払 基 金 交 付 金	106,944,393
5 特別高額医療費共同事業交 付金		60,495
	1 特別高額医療費共同事業交 付金	60,495
6 財 産 収 入		205
	1 財 産 運 用 収 入	205
7 繰 入 金		2,418,567
	1 一 般 会 計 繰 入 金	948,127
	2 基 金 繰 入 金	1,470,440
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		348,629
	1 預 金 利 子	1,800
	2 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑 入	346,827
歳 入	合 計	267,840,492

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,139,149
	1 総務管理費	1,139,149
2 保険給付費		265,682,620
	1 療養諸費	255,315,413
	2 高額療養諸費	9,130,007
	3 その他医療給付費	1,237,200
3 県財政安定化基金拠出金		100,094
	1 県財政安定化基金拠出金	100,094
4 特別高額医療費共同事業拠出金		60,682
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	60,682
5 保健事業費		812,145
	1 健康保持増進事業費	812,145
6 諸支出金		25,302
	1 償還金及び還付加算金	25,301
	2 延滞金	1
7 公債費		20,000
	1 公債費	20,000
8 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	267,840,492

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 市 町 村 支 出 金	46,706,455	44,892,814	1,813,641
2 国 庫 支 出 金	89,294,157	90,522,900	△1,228,743
3 県 支 出 金	22,067,589	22,774,440	△706,851
4 支 払 基 金 交 付 金	106,944,393	107,686,176	△741,783
5 特別高額医療費共同事業交付金	60,495	64,160	△3,665
6 財 産 収 入	205	156	49
7 繰 入 金	2,418,567	2,796,176	△377,609
8 繰 越 金	1	1	0
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10 諸 収 入	348,629	305,484	43,145
歳 入 合 計	267,840,492	269,042,308	△1,201,816

歳出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1総 務 費	1,139,149	1,168,767	△29,618	170,365		959,250	9,534
2保 険 給 付 費	265,682,620	266,923,292	△1,240,672	110,219,044		128,424,058	27,039,518
3県財政安定化基金 拠出金	100,094	104,659	△4,565				100,094
4特別高額医療費共 同事業拠出金	60,682	64,350	△3,668				60,682
5保 健 事 業 費	812,145	735,438	76,707	452,037			360,108
6諸 支 出 金	25,302	25,302	0				25,302
7公 債 費	20,000	20,000	0				20,000
8予 備 費	500	500	0			500	
歳 出 合 計	267,840,492	269,042,308	△1,201,816	110,841,446		0129,383,808	27,615,238

歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
項			
目			
1 市町村支出金	46,706,455	44,892,814	1,813,641
1 市町村負担金	46,706,455	44,892,814	1,813,641
1 保険料等負担金	25,622,691	23,661,343	1,961,348
2 療養給付費負担金	21,083,764	21,231,471	△147,707
2 国庫支出金	89,294,157	90,522,900	△1,228,743
1 国庫負担金	64,235,119	64,587,382	△352,263
1 療養給付費負担金	63,251,294	63,694,413	△443,119
2 高額医療費負担金	983,825	892,969	90,856
2 国庫補助金	25,059,038	25,935,518	△876,480
1 調整交付金	24,625,725	25,029,513	△403,788
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	166,960	180,226	△13,266
4 後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	266,353	725,779	△459,426
3 県支出金	22,067,589	22,774,440	△706,851
1 県負担金	22,067,589	22,124,440	△56,851
1 療養給付費負担金	21,083,764	21,231,471	△147,707
2 高額医療費負担金	983,825	892,969	90,856
県財政安定化基金支出金	0	650,000	△650,000

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	保険料等負担金	25,622,691	保険料等負担金 25,622,691
1	現年度分	21,083,764	療養給付費負担金（現年度分） 21,083,764
1	現年度分	63,251,294	療養給付費負担金（現年度分） 63,251,294
1	現年度分	983,825	高額医療費負担金（現年度分） 983,825
1	調整交付金	24,625,725	普通調整交付金 23,916,336 特別調整交付金 709,389
1	後期高齢者医療制度事業費補助金	166,960	後期高齢者医療制度事業費補助金（健康診査事業・医療費適正化事業分） 166,960
1	後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	266,353	後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 266,353
1	現年度分	21,083,764	療養給付費負担金（現年度分） 21,083,764
1	現年度分	983,825	高額医療費負担金（現年度分） 983,825

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
項			
目			
県財政安定化基金交付金	0	650,000	△650,000
4 支払基金交付金	106,944,393	107,686,176	△741,783
1 支払基金交付金	106,944,393	107,686,176	△741,783
1 後期高齢者交付金	106,944,393	107,686,176	△741,783
5 特別高額医療費共同事業交付金	60,495	64,160	△3,665
1 特別高額医療費共同事業交付金	60,495	64,160	△3,665
1 特別高額医療費共同事業交付金	60,495	64,160	△3,665
6 財産収入	205	156	49
1 財産運用収入	205	156	49
1 利子及び配当金	205	156	49
7 繰入金	2,418,567	2,796,176	△377,609
1 一般会計繰入金	948,127	985,439	△37,312
1 一般会計繰入金	948,127	985,439	△37,312
2 基金繰入金	1,470,440	1,810,737	△340,297
1 基金繰入金	1,470,440	1,810,737	△340,297
8 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分		説	明
			廃目	
1	現年度分	106,944,393	後期高齢者交付金（現年度分）	106,944,393
1	特別高額医療費共同事業交付金	60,495	特別高額医療費共同事業交付金	60,495
1	利子及び配当金	205	医療財政調整基金運用利子収入	205
1	事務費繰入金	948,127	事務費繰入金	948,127
2	医療財政調整基金繰入金	1,470,440	医療財政調整基金繰入金	1,470,440
1	繰越金	1	前年度繰越金	1

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
項			
目			
10 諸収入	348,629	305,484	43,145
1 預金利子	1,800	1,500	300
1 預金利子	1,800	1,500	300
2 延滞金、加算金及び過料	2	2	0
1 延滞金	1	1	0
2 過料	1	1	0
3 雑入	346,827	303,982	42,845
1 第三者納付金	335,406	293,981	41,425
2 返納金	3	3	0
3 雑入	11,418	9,998	1,420
歳入合計	267,840,492	269,042,308	△1,201,816

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	県財政安定化基金借入金	1	県財政安定化基金借入金 1
1	預金利子	1,800	預金利子 1,800
1	延滞金	1	延滞金 1
1	過料	1	過料 1
1	第三者納付金	335,406	第三者納付金 335,406
1	返納金	3	返納金 1 返納金（負担割合差額分） 1 返納金（無資格受診分） 1
1	雑入	11,418	電算システム回線共有負担金 11,374 雑入 44

歳出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	1,139,149	1,168,767	△29,618	170,365		959,250	9,534
1 総務管理費	1,139,149	1,168,767	△29,618	170,365		959,250	9,534
1 一般管理費	1,139,149	1,168,767	△29,618	170,365 (国) 特別調整交付金 (他) 医療財政調整基金運用 入 (他) 事務費繰入金 (他) 電算システム回線共有 負担金 (他) 雑入		959,250 170,365 205 947,627 11,374 44	9,534

1 総務費

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
4	共済費	50	001 業務一般管理事務費 113,190
8	旅費	790	労働者災害補償保険料 50
10	需用費	4,149	普通旅費 790
11	役務費	112,761	消耗品費 291
12	委託料	585,564	燃料費 15
13	使用料及び賃借料	187,009	レンタカー使用料 44
18	負担金、補助及び交付金	131,936	派遣職員人件費等負担金 112,000
24	積立金	116,890	002 医療給付経費 523,557
			印刷製本費 3,043
			通信運搬費 83,083
			被保険者証等作成封入封緘業務委託料 20,494
			レセプト2次点検業務委託料 72,634
			過誤処理業務委託料 12,800
			審査支払システム保守管理業務委託料 34,799
			審査支払電算処理業務委託料 216,140
			減額証作成業務委託料 4,331
			給付関係現金支給処理業務委託料 33,425
			人材派遣業務委託料 10,006
			高額介護合算療養費申請書入力業務委託料 2,618
			医療費通知作成業務委託料 7,253
			限度証作成業務委託料 965
			保険料率改定チラシ 1,338
			柔道整復療養費患者調査業務委託料 5,510
			マイナンバーカード取得促進チラシ作成 1,760
			第三者行為求償事務負担金 13,358
			003 保険料賦課経費 1,296
			被扶養者情報提供料 1,296
			004 電算システム経費 365,152
			消耗品費 600
			修繕料 200
			通信運搬費 19,386
			手数料 948
			システム構築等業務委託料 15,530
			セキュリティ業務委託料 7,908
			稼動維持支援等業務委託料 86,163
			全国町字ファイル保守業務委託料 330
			特別調整交付金(結核・精神病)支援業務委託料 40,150
			圧着機保守業務委託料 106
			サーバ連携用機器保守業務委託料 288
			電算システム賃借料 186,965
			番号制度負担金 6,578

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

1 総務費

(単位：千円)

節		説明
区	分	
		005 医療財政調整基金経費 116,890 医療財政調整基金積立金 116,685 医療財政調整基金積立金（利子分） 205 006 医療費適正化推進事業経費 19,064 ジェネリック医薬品差額通知郵送料 9,324 重複頻回受診者訪問相談事業郵送料 20 ジェネリック医薬品差額通知業務委託料 6,420 重複頻回受診者等訪問相談委託料 3,300

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	265,682,620	266,923,292	△1,240,672	110,219,044		128,424,058	27,039,518
1 療養諸費	255,315,413	256,787,514	△1,472,101	106,473,213		123,980,191	24,862,009
1 療養給付費	248,318,245	249,468,402	△1,150,157	103,847,007		120,864,590	23,606,648
				(国) 療養給付費負担金 (現年度分) 59,528,111			
				(国) 高額医療費負担金 (現年度分) 983,825			
				(国) 普通調整交付金 22,508,542			
				(県) 療養給付費負担金 (現年度分) 19,842,704			
				(県) 高額医療費負担金 (現年度分) 983,825			
				(他) 療養給付費負担金 (現年度分) 19,842,704			
				(他) 後期高齢者交付金 (現年度分) 100,649,284			
				(他) 特別高額医療費共同事業交付金 56,937			
				(他) 第三者納付金 315,665			
2 療養費	1,876,672	1,995,137	△118,465	769,958		913,440	193,274
				(国) 療養給付費負担金 (現年度分) 449,887			
				(国) 普通調整交付金 170,109			
				(県) 療養給付費負担金 (現年度分) 149,962			
				(他) 療養給付費負担金 (現年度分) 149,962			
				(他) 後期高齢者交付金 (現年度分) 760,663			
				(他) 特別高額医療費共同事業交付金 430			
				(他) 第三者納付金 2,385			
3 食事・生活療養費	3,536,094	3,998,223	△462,129	1,450,773		1,721,125	364,196
				(国) 療養給付費負担金 (現年度分) 847,687			
				(国) 普通調整交付金 320,524			
				(県) 療養給付費負担金 (現年度分) 282,562			
				(他) 療養給付費負担金 (現年度分) 282,562			
				(他) 後期高齢者交付金 (現年度分) 1,433,258			
				(他) 特別高額医療費共同事業交付金 810			
				(他) 第三者納付金 4,495			

2 保険給付費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	248,318,245	001 療養給付費 療養給付費 248,318,245 248,318,245
18 負担金、補助及び交付金	1,876,672	001 療養費 療養費 1,876,672 1,876,672
18 負担金、補助及び交付金	3,536,094	001 食事・生活療養費 食事・生活療養費 3,536,094 3,536,094

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 訪問看護療養費	987,272	720,687	266,585	405,054 (国)療養給付費負担金(現年度分) 236,673 (国)普通調整交付金 89,490 (県)療養給付費負担金(現年度分) 78,891 (他)療養給付費負担金(現年度分) 78,891 (他)後期高齢者交付金(現年度分) 400,164 (他)特別高額医療費共同事業交付金 226 (他)第三者納付金 1,255		480,536 (現年度分) 236,673 89,490 78,891 78,891 400,164 226 1,255	101,682
5 特別療養費	1	1	0				1
6 移送費	1,040	600	440	421 (国)療養給付費負担金(現年度分) 246 (国)普通調整交付金 93 (県)療養給付費負担金(現年度分) 82 (他)療養給付費負担金(現年度分) 82 (他)後期高齢者交付金(現年度分) 417 (他)第三者納付金 1		500 (現年度分) 246 93 82 82 417 1	119
7 審査支払手数料	596,089	604,464	△8,375				596,089

2 保険給付費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	987,272	001 訪問看護療養費 訪問看護療養費 987,272 987,272
18 負担金、補助及び交付金	1	001 特別療養費 特別療養費 1 1
18 負担金、補助及び交付金	1,040	001 移送費 移送費 1,040 1,040
12 委託料	596,089	001 審査支払手数料 審査支払業務委託料 596,089 596,089

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 高額療養諸費	9,130,007	8,970,378	159,629	3,745,831		4,443,867	940,309
1 高額療養費	8,858,025	8,542,261	315,764	3,634,247 (国) 療養給付費負担金 (現年度分))		4,311,489 2,123,491 (国) 普通調整交付金 802,926 (県) 療養給付費負担金 (現年度分))	912,289 707,830 (他) 療養給付費負担金 (現年度分))
						707,830 (他) 後期高齢者交付金 (現年度分))	3,590,369 (他) 特別高額医療費共同事業交付 金 2,030 (他) 第三者納付金 11,260
2 高額介護合算療養費	271,982	428,117	△156,135	111,584 (国) 療養給付費負担金 (現年度分))		132,378 65,199 (国) 普通調整交付金 24,652 (県) 療養給付費負担金 (現年度分))	28,020 21,733 (他) 療養給付費負担金 (現年度分))
						21,733 (他) 後期高齢者交付金 (現年度分))	110,238 (他) 特別高額医療費共同事業交付 金 62 (他) 第三者納付金 345

2 保険給付費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	8,858,025	001 高額療養費 高額療養費 8,858,025
18 負担金、補助及び交付金	271,982	001 高額介護合算療養費 高額介護合算療養費 271,982

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 その他医療給 付費	1,237,200	1,165,400	71,800				1,237,200
1 葬祭費	1,237,200	1,165,400	71,800				1,237,200

2 保険給付費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	1,237,200	001 葬祭費 葬祭費 1,237,200

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 県財政安定化基金拠出金	100,094	104,659	△4,565				100,094
1 県財政安定化基金拠出金	100,094	104,659	△4,565				100,094
1 県財政安定化基金拠出金	100,094	104,659	△4,565				100,094

3 県財政安定化基金拠出金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	100,094	001 県財政安定化基金拠出金 100,094 財政安定化基金拠出金 100,094

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 特別高額医療費 共同事業拠出金	60,682	64,350	△3,668				60,682
1 特別高額医療 費共同事業拠 出金	60,682	64,350	△3,668				60,682
1 特別高額医療 費共同事業拠 出金	60,495	64,160	△3,665				60,495
2 特別高額医療 費共同事業事 務費拠出金	187	190	△3				187

4 特別高額医療費共同事業拠出金

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
18	負担金、補助及び交付金	60,495	001 特別高額医療費共同事業拠出金 60,495 特別高額医療費共同事業拠出金 60,495
18	負担金、補助及び交付金	187	001 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 187 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 187

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5 保健事業費	812,145	735,438	76,707	452,037			360,108
1 健康保持増進事業費	812,145	735,438	76,707	452,037			360,108
1 健康診査費	627,913	620,614	7,299	297,871 (国) 特別調整交付金 (国) 後期高齢者医療制度事業費補助金（健康診査事業・医療費適正化事業分）		130,911 166,960	330,042
2 その他健康保持増進事業費	184,232	114,824	69,408	154,166 (国) 特別調整交付金		154,166	30,066

5 保健事業費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	613,652	001 健康診査事業費 627,913 健康診査業務委託料 579,664 歯科健診業務委託料 33,988 後期高齢者医療特別対策補助金 14,261
18 負担金、補助及び交付金	14,261	
11 役務費	515	001 その他健康保持増進事業費 184,232 通信運搬費 405 手数料 110 低栄養・重症化予防等業務委託料 18,012 その他健康保持増進業務委託料 2,687 一体的実施委託料 69,000 後期高齢者医療特別対策補助金 94,018
12 委託料	89,699	
18 負担金、補助及び交付金	94,018	

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 諸支出金	25,302	25,302	0				25,302
1 償還金及び還付加算金	25,301	25,301	0				25,301
1 保険料還付金	25,000	25,000	0				25,000
2 償還金	1	1	0				1
3 還付加算金	300	300	0				300

6 諸支出金

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
22	償還金利子及び割引料	25,000	001 保険料還付金 25,000 保険料還付金 25,000
22	償還金利子及び割引料	1	001 償還金 1 国庫負担金返還金 1
22	償還金利子及び割引料	300	001 還付加算金 300 還付加算金 300

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 延滞金	1	1	0				1
1 延滞金	1	1	0				1

6 諸支出金
(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
22 償還金利息及び割引料	1	001 延滞金 延滞金 1

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
7 公債費	20,000	20,000	0				20,000
1 公債費	20,000	20,000	0				20,000
1 利子	20,000	20,000	0				20,000

7 公債費

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
22 償還金利息及び割引料	20,000	001 一時借入金利息 20,000 一時借入金利息 20,000

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
8 予備費	500	500	0			500	
1 予備費	500	500	0			500	
1 予備費	500	500	0	(他) 事務費繰入金		500 500	
歳 出 合 計	267,840,492	269,042,308	△1,201,816	110,841,446		0129,383,808	27,615,238

8 予備費

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
		001 予備費 500 予備費 500

令和2年2月議会定例会提出議案の概要

議案番号	件名	主な内容
1	副広域連合長の選任について	広域連合規約第12条第4項の規定により議会の同意を求めるもの
2	専決処分について 専決第1号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	令和2年3月31日限りで新発田地域老人福祉保健事務組合が脱退し、令和2年4月1日から下越障害福祉事務組合が組合の名称を変更することに伴う規約の変更について、新潟県市町村総合事務組合の国に対する許可申請期限までに変更する必要があることから専決処分としたもの
3	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の改正を踏まえ、所要の改正を行うもの
4	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	令和2年度及び令和3年度の保険料について、所得割率及び均等割額を定めるとともに、国の制度改正に伴う保険料の賦課限度額の引き上げ等に伴う所要の改正を行うもの
5	新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について	令和2年度から実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に伴う所要の改定を行うもの
6	令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	歳入歳出総額 1,081,643千円
7	令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	歳入歳出総額 267,840,492千円

議案第 1 号関係

副広域連合長の選任について

議案第 1 号関係資料

議案第 1 号 副広域連合長の選任について

1 選任方法

副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

(新潟県後期高齢者医療広域連合規約第 1 2 条第 4 項)

2 任期

副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

(新潟県後期高齢者医療広域連合規約第 1 3 条)

出雲崎町長の任期満了日：令和 6 年 2 月 3 日

議案第 2 号関係

専決第 1 号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第 2 号関係資料

議案第 2 号 専決処分について

専決第 1 号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

1 規約変更の理由

令和 2 年 3 月 3 1 日限りで新発田地域老人福祉保健事務組合が脱退し、令和 2 年 4 月 1 日から下越障害福祉事務組合が組合の名称を変更することに伴い、構成団体である本広域連合においても新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について議決が必要であるため

2 専決処分とした理由

当該規約の変更の際し、構成団体の規約変更協議書の提出期限を令和元年 1 2 月 2 7 日としていたことから、この期限において広域連合議会の招集が困難であったため

以上の理由により、令和元年 1 1 月 2 5 日付けで専決処分を行ったもの

議案第2号関係

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新旧対照表

新		旧	
新潟県市町村総合事務組合規約 平成16年1月23日 総行市第30号		新潟県市町村総合事務組合規約 平成16年1月23日 総行市第30号	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
(略)、 <u>下越福祉行政組合</u> 、 <u>新発田地域広域事務組合</u> 、 <u>加茂市・田上町消防衛生保育組合</u> (略)		(略)、 <u>下越障害福祉事務組合</u> 、 <u>新発田地域広域事務組合</u> 、 <u>新発田地域老人福祉保健事務組合</u> 、 <u>加茂市・田上町消防衛生保育組合</u> (略)	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
共同処理する事務	組合市町村等	共同処理する事務	組合市町村等
1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	(略)、 <u>下越福祉行政組合</u> 、 <u>新発田地域広域事務組合</u> 、 <u>十日町地域広域事務組合</u> (略)	1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	(略)、 <u>下越障害福祉事務組合</u> 、 <u>新発田地域広域事務組合</u> 、 <u>新発田地域老人福祉保健事務組合</u> 、 <u>十日町地域広域事務組合</u> (略)
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	(略)、 <u>下越福祉行政組合</u> 、 <u>新発田地域広域事務組合</u> 、 <u>十日町地域広域事務組合</u> (略)	2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	(略)、 <u>下越障害福祉事務組合</u> 、 <u>新発田地域広域事務組合</u> 、 <u>新発田地域老人福祉保健事務組合</u> 、 <u>十日町地域広域事務組合</u> (略)
3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	(略)、 <u>下越福祉行政組合</u> 、 <u>新発田地域広域事務組合</u> 、 <u>十日町地域広域事務組合</u> (略)	3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	(略)、 <u>下越障害福祉事務組合</u> 、 <u>新発田地域広域事務組合</u> 、 <u>新発田地域老人福祉保健事務組合</u> 、 <u>十日町地域広域事務組合</u> (略)
4 地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、 <u>下越福祉行政組合</u> 、 <u>新発田地域広域事務組合</u> 、 <u>新潟県中東福祉事務組合</u> (略)	4 地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、 <u>下越障害福祉事務組合</u> 、 <u>新発田地域広域事務組合</u> 、 <u>新発田地域老人福祉保健事務組合</u> 、 <u>新潟県中東福祉事務組合</u> (略)
5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、 <u>下越福祉行政組合</u> 、 <u>新発田地域広域事務組合</u> 、 <u>十日町地域広域事務組合</u> (略)	5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、 <u>下越障害福祉事務組合</u> 、 <u>新発田地域広域事務組合</u> 、 <u>新発田地域老人福祉保健事務組合</u> 、 <u>十日町地域広域事務組合</u> (略)
6 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条に規定する	(略)、 <u>下越福祉行政組合</u> 、 <u>新発田地域広域事務組合</u> 、 <u>加茂市・田上町消防衛生</u>		

新		旧	
非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	保育組合（略）	6 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	（略）、 <u>下越障害福祉事務組合</u> 、 <u>新発田地域広域事務組合</u> 、 <u>新発田地域老人福祉保健事務組合</u> 、 <u>加茂市・田上町消防衛生保育組合</u> （略）
7～16（略）	7～16（略）	7～16（略）	7～16（略）
<p>附 則</p> <p><u>この規約は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>			

議案第 3 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
について

議案第 3 号関係資料

議案第 3 号 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

1 一部改正の理由

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を引用している箇所について、平成 30 年の同条例改正時に行うべきであったが、改正漏れがあったことから、所要の改正を行うもの

2 条例改正の概要

- (1) 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に沿うよう内容を改正

3 施行日

公布の日

議案第3号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 平成19年3月1日 条例第8号</p> <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(1) 実施期間 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関をいう。 (2) 行政文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第6号に規定する行政文書をいう。 (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条第7号に規定する保有個人情報をいう。</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 平成19年3月1日 条例第8号</p> <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(1) 実施期間 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。 (2) 行政文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第4号に規定する行政文書をいう。 (3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第 4 号関係資料

議案第 4 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

令和 2 年度及び令和 3 年度の保険料率の改定並びに保険料賦課限度額の引き上げ及び低所得者に対する保険料軽減対象の拡充を行うため、所要の改正を行うもの

2 条例改正の概要

(1) 保険料率の改定（第 9 条及び第 10 条）

令和 2 年度及び令和 3 年度の保険料率について、平成 30 年度及び平成 31 年度の保険料率から引き上げる。

均等割額：40,400 円（現行 36,900 円）

所得割率： 7.84%（現行 7.40%）

(2) 保険料賦課限度額の引き上げ（第 11 条）

保険料の賦課限度額を 62 万円から 64 万円に引き上げる。

(3) 保険料軽減対象者の拡充（第 15 条）

① 5 割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を 28 万円から 28 万 5 千円に引き上げる。

② 2 割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を 51 万円から 52 万円に引き上げる。

3 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

(1) 保険料率の改定

■概要

- 後期高齢者医療制度では、財政の均衡を保つため、概ね 2 年に一度、保険料率の見直しを行うこととされています。(高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条)
- 今年度は令和 2 年度及び令和 3 年度の保険料率について見直しを行いました。国から示された基礎数値と、今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえて算定を行った結果、財源不足が見込まれるため、保険料率の引き上げをお願いするものです。

■医療費と財源

- 高齢者の医療費の財源について、約 5 割を公費、約 4 割を若い世代の保険料、残りの約 1 割を被保険者である高齢者が負担すべき保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしています。
- 保険料は、高齢者の増加と若年者が減少することを踏まえ、双方の世代の負担の均衡を図るために、2 年ごとに見直しを行います。国から示される後期高齢者の負担割合(後期高齢者負担率)は、年々増加傾向にあります。

◆費用

医療給付費(窓口での一部負担金は含まない) 約 99%	約 1%
	その他

- 審査支払手数料
- 葬祭費
- 財政安定化基金拠出金
- 保健事業

◆財源

公費負担 50%				後期高齢者交付金 38.59%		11.41% (後期高齢者) 負担率 保険料
国 定率負担 3/6 (25%)	調整 交付金 1/6 (8.3%)	県 定率負担 1/6 (8.3%)	市町村 定率負担 1/6 (8.3%)	若年者の支援金 (0~74歳まで)		

↓
全国の広域連合間における所得の不均衡による賦課水準を
是正するために国から配分されます。

■算定の条件

① 国から提示される基礎数値について

- 後期高齢者負担率の増加 $11.18\% \Rightarrow 11.41\%$
- 診療報酬改定 令和元.10 改定分▲0.07% 令和 2.4 改定分+0.10%

② 令和2年度以降に予想される状況

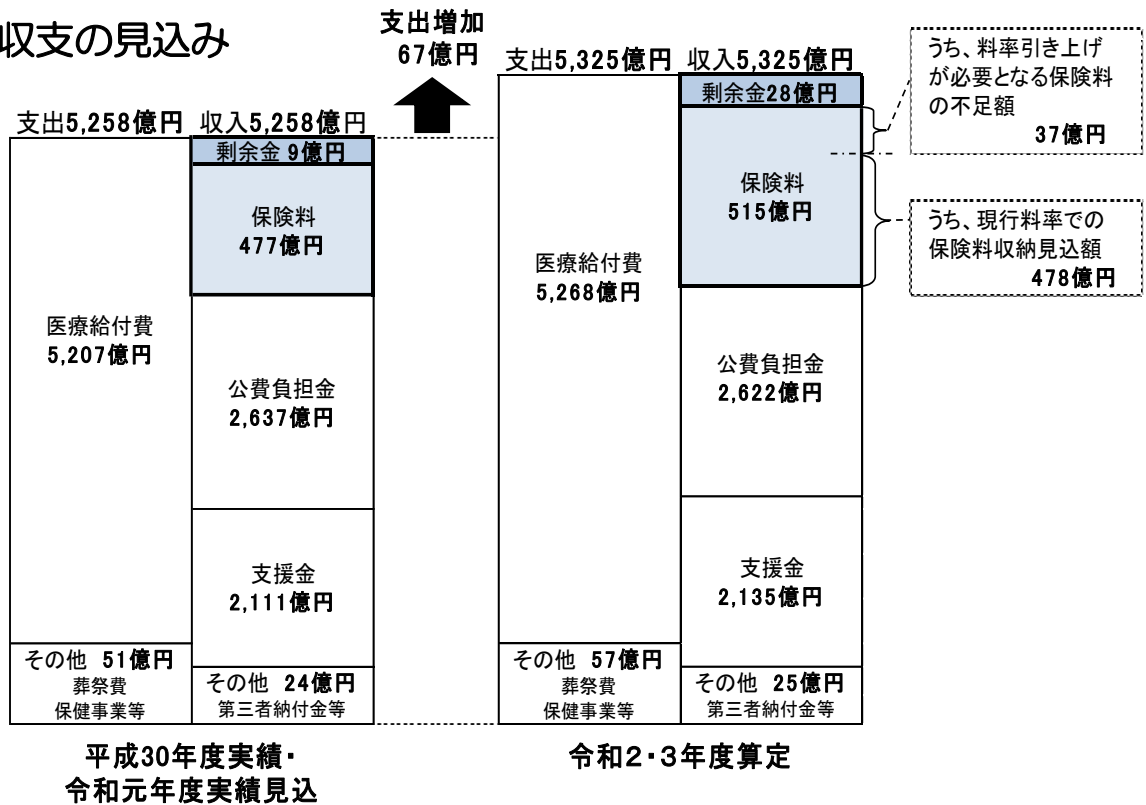
- 平均被保険者数の減少
令和元: 375,457人 \Rightarrow 令和 2: 373,556人 \Rightarrow 令和 3: 369,055人
- 一人当たり医療給付費の増加（診療報酬改定の影響を加味したもの）
令和元: 699,881円 \Rightarrow 令和 2: 706,318円 \Rightarrow 令和 3: 712,523円

③ 令和2年度に行われる制度改正（料率とあわせて条例改正を行う）

- 保険料賦課限度額の引き上げ $62万円 \Rightarrow 64万円$
- 保険料均等割軽減判定所得基準額の変更
5割軽減：33万円+28万円×世帯の被保険者数
 $\Rightarrow 33万円+28.5万円×世帯の被保険者数$
2割軽減：33万円+51万円×世帯の被保険者数
 $\Rightarrow 33万円+52万円×世帯の被保険者数$

■算定結果

(1) 収支の見込み



- 平成30年度及び令和元年度において生じると見込まれる剰余金28億円は全額活用します。
- 新潟県設置の財政安定化基金（令和2・3年度に活用可能な金額は18億円）は、次回令和4・5年度以降の料率改定における団塊の世代の後期高齢者年齢到達に伴う医療費の増加を見据え、新潟県との協議の結果、今回は活用しないこととします。

(2) 新保険料率（案）

【現行の保険料率】	【新保険料率（案）】
均等割額 36,900円	均等割額 <u>40,400円</u> …3,500円の増
所得割率 7.40%	所得割率 <u>7.84%</u> …0.44%の増
平均保険料	平均保険料
（軽減前）64,669円	（軽減前） <u>69,612円</u> …4,943円の増
（軽減後）50,393円	（軽減後） <u>53,989円</u> …3,596円の増

(3) 改定保険料のモデルケース（単身世帯、年金収入のみの場合）

収入額	軽減の状況	現行保険料	新保険料	増額
80万円	均等割7割軽減	11,000円	12,100円	1,100円 (月額92円)
150万円	均等割7.75割軽減	8,300円	9,000円	700円 (月額59円)
180万円	均等割5割軽減	38,400円	41,300円	2,900円 (月額242円)
220万円	均等割2割軽減	79,100円	84,800円	5,700円 (月額475円)
300万円	均等割軽減なし	145,600円	155,600円	10,000円 (月額834円)

■保険料率の他広域連合との比較（全国順位）

		平成28・29年度	平成30・令和元年度	
均等割額	全国平均	45,289円	45,116円	
	新潟県	35,300円(47位)	36,900円(47位)	
	上位	1位	(福岡県)56,085円	(福岡県)56,085円
		2位	(高知県)54,394円	(高知県)54,394円
		3位	(徳島県)52,913円	(徳島県)52,913円
	下位	45位	※1	(茨城県)39,500円
		46位	(岩手県)38,000円	(岩手県)38,000円
47位		(新潟県)35,300円	(新潟県)36,900円	
所得割率	全国平均	9.09%	8.81%	
	新潟県	7.15%(47位)	7.40%(46位)	
	上位	1位	(高知県)11.42%	(高知県)11.42%
		2位	(福岡県)11.17%	(福岡県)10.83%
		3位	(徳島県)10.98%	(徳島県)10.59%
	下位	45位	(青森県)7.41%	(青森県)7.41%
		46位	(岩手県)7.36%	(新潟県)7.40%
47位		(新潟県)7.15%	(岩手県)7.36%	
1人当たり 平均保険料額 (軽減後・年額)	全国平均	67,908円	70,284円	
	新潟県	41,556円(44位)	45,984円(44位)	
	上位	1位	(東京都)95,496円	(東京都)97,128円
		2位	(神奈川県)91,584円	(神奈川県)88,992円
		3位	(愛知県)84,036円	(愛知県)82,860円
	下位	45位	(岩手県)39,072円	(岩手県)43,236円
		46位	(青森県)38,364円	(青森県)41,700円
47位		(秋田県)35,556円	(秋田県)39,252円	

○ 厚生労働省公表の「後期高齢者医療制度の保険料率等」に基づき算出した。

○ ※1 平成28・29年度の均等割額45位の欄は、44位(39,500円)が2広域連合(茨城県・静岡県)あるため空欄とした。

(2) 保険料賦課限度額の引き上げ

■趣 旨

国の保険料賦課限度額の見直しに伴い、保険料賦課限度額の引き上げを行います。

■引き上げの内容及び対象者数の推計

保険料賦課限度額を、62万円から64万円に引き上げます。
(対象者数 約2,100人、42,657千円の賦課額増)

■施行年月日

令和2年4月1日施行(令和2年度以降の保険料から適用)

(3) 保険料軽減対象者の拡充

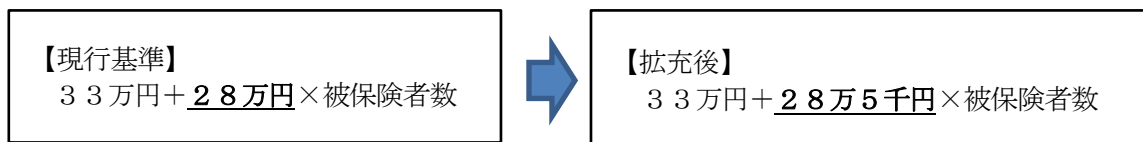
■趣 旨

国の軽減判定基準の見直しに伴い、低所得者の負担軽減の観点から、保険料軽減の対象を拡充します。

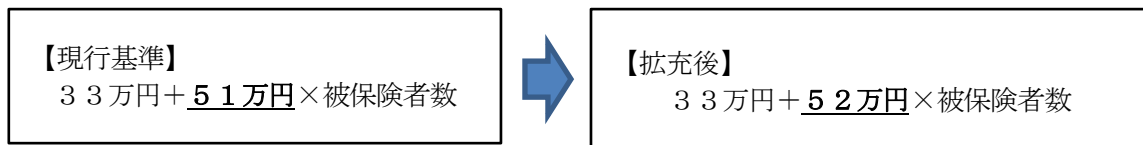
■軽減拡充の内容

均等割額を減額する基準(5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準)を変更し、保険料軽減の対象を拡充します。

① 5割軽減の基準について、被保険者に乗する金額を28万5千円に引き上げます。



② 2割軽減の基準について、被保険者に乗する金額を52万円に引き上げます。



■軽減拡充に係る対象人数等の推計

	対象人数	軽減額
5割軽減拡充対象者数	963人	19,308千円
2割軽減拡充対象者数	401人	3,216千円

■施行年月日

令和2年4月1日施行(令和2年度以降の保険料から適用)

参 考

この度の条例改正において、附則第 4 条、第 5 条を削除するのは、以下の見直しのうち、平成 31（令和元）年度分の特例が終了することにより、条文を整理するものです。

■均等割額の軽減割合見直しについて

世帯の所得状況に応じて軽減される均等割軽減のうち、制度上、7割軽減のところ、さらに上乘せし、9割軽減または、8.5割軽減としていた特例措置については、平成 31（令和元）年度から世代間の医療費負担の公平等を図る観点から、段階的に見直されることとなりました。

～平成 30 年度	平成 31(令和元)年度	令和 2 年度	令和 3 年度
9 割軽減【特例】 (3,690 円/年)	8 割軽減【特例】 (7,380 円/年)	7 割軽減【本則】 (12,120 円/年)	
8.5 割軽減【特例】 (5,535 円/年)	8.5 割軽減【特例】 (5,535 円/年)	7.75 割軽減【特例】 (9,090 円/年)	7 割軽減【本則】 (12,120 円/年)

■対象人数及び軽減額

～平成 30 年度	平成 31(令和元)年度	令和 2 年度	令和 3 年度
9 割軽減	9 割軽減→8 割軽減 64,321 人 237,344 千円	8 割軽減→7 割軽減 63,251 人 255,534 千円	/
8.5 割軽減	/	8.5 割軽減→7.75 割軽減 87,759 人 265,910 千円	7.75 割軽減→7 割軽減 86,850 人 263,156 千円

議案第4号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号</p> <p>(所得割率) 第9条 <u>令和2年度及び令和3年度の所得割率は、0.0784とする。</u></p> <p>(均等割額) 第10条 <u>令和2年度及び令和3年度の均等割額は、40,400円とする。</u></p> <p>(保険料の賦課限度額) 第11条 第5条の賦課額は、<u>64万円</u>を超えることができない。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に28万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号</p> <p>(所得割率) 第9条 <u>平成30年度及び平成31年度の所得割率は、0.0740とする。</u></p> <p>(均等割額) 第10条 <u>平成30年度及び平成31年度の均等割額は、36,900円とする。</u></p> <p>(保険料の賦課限度額) 第11条 第5条の賦課額は、<u>62万円</u>を超えることができない。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に28万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の</p>

新	旧
<p>合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>5.2万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>5.1万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>附 則</p> <p><u>(削 除)</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>(平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p> <p><u>第4条 平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第5条に規定する基準に従い」とする。</u></p>
<p><u>(削 除)</u></p>	<p><u>(平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</u></p> <p><u>第5条 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「10分の8」とする。</u></p> <p><u>2 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、前項の規定が適用されないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</u></p>
<p><u>(令和2年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p> <p><u>第4条 令和2年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「令和2年度においては第15条若しくは第16条又は附則第5条に規定する基準に従い」とする。</u></p> <p><u>(令和2年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</u></p> <p><u>第5条 令和2年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者(賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算され</u></p>	<p><u>(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p> <p><u>第6条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成32年度においては第15条若しくは第16条又は附則第7条に規定する基準に従い」とする。</u></p> <p><u>(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</u></p> <p><u>第7条 平成32年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者(賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算さ</u></p>

新	旧
<p>る所得の金額がない被保険者を除く。) についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「40分の31」とする。</p>	<p>れる所得の金額がない被保険者を除く。) についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「40分の31」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 5 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の一部改定について

議案第 5 号関係資料

議案第 5 号 新潟県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の一部改定について

1. 広域計画について

広域計画は、地方自治法第291条の 7 及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約第 5 条の規定に基づき、広域連合と県内全市町村が相互に役割を分担し、連携調整を図りながら、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に実施するために定めるもの。

現行の第 3 次広域計画は、平成30年 2 月定例会において、議決され、平成30年度から令和 4 年度までの 5 年間を対象期間とする。

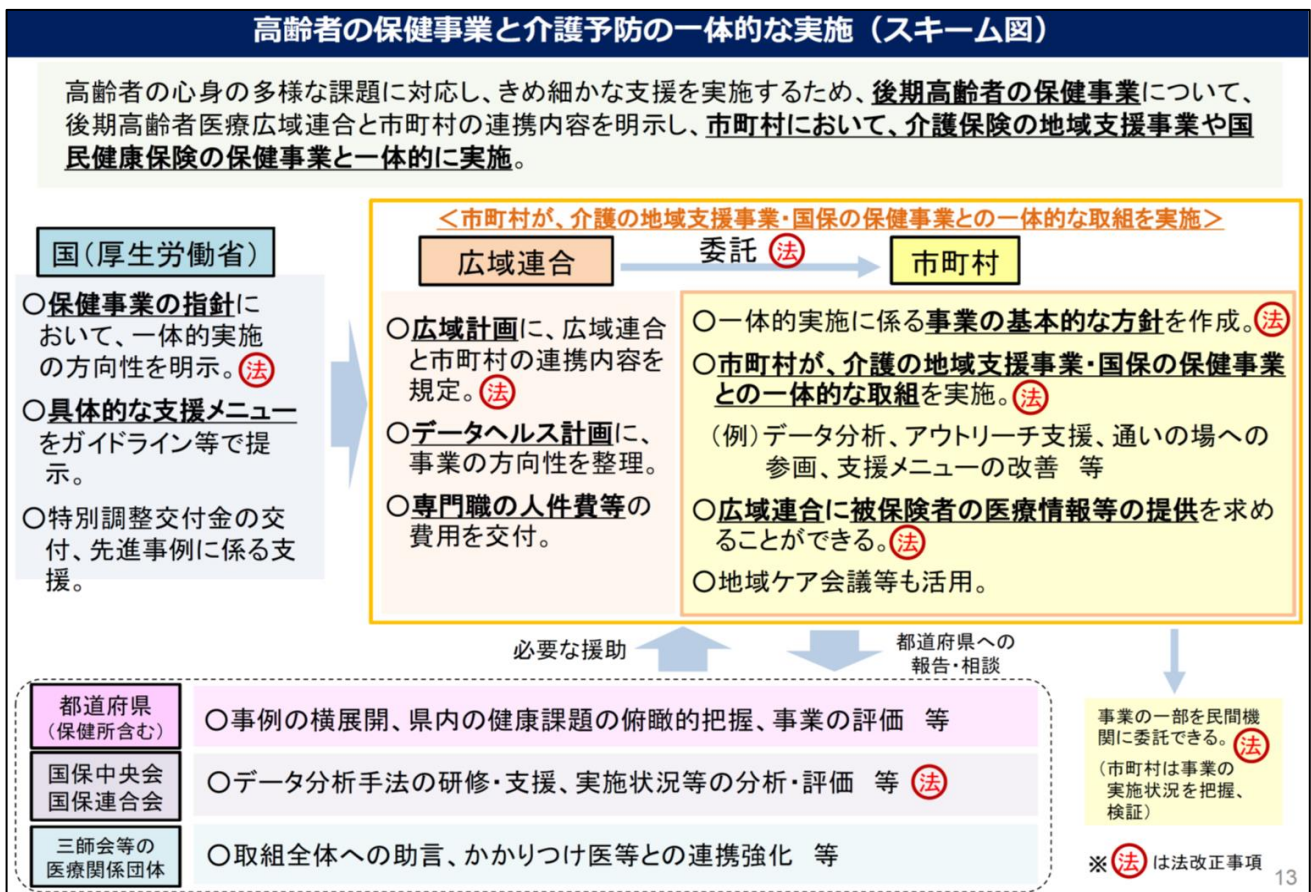
2. 改定の経緯と理由

市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制整備等に関する規定を盛り込んだ「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和元年 5 月22日に公布された。施行は令和 2 年 4 月 1 日。

改正法においては、被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業の実施が推進されるよう、広域計画に、後期高齢者医療広域連合における市町村との連携に関する事項を定めるよう努めなければならないとされており、一体的実施が本格施行となる令和 2 年 4 月から当該規定を盛り込んだ広域計画が施行されることが望ましい（高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第 2 版）とされている。

これを受けて、改定を行うもの。

3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について



4. 改定の概要

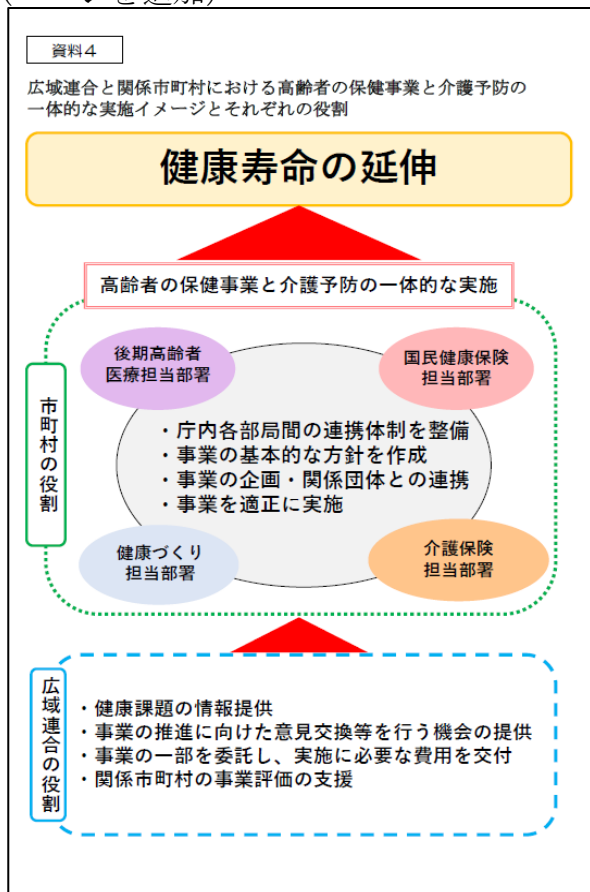
広域連合は、市町村が実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みを支援すること及び保健事業の一部を市町村に委託し、かかる経費を交付すること並びに広域連合と市町村の役割等を定める。

(1) 本編

改定後	改定前
<p>(4) 保健事業に関すること</p> <p>広域連合は、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため保健事業実施計画を策定し、関係市町村と連携・協力して必要な保健事業を行います。</p> <p>高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有する特性があります。</p> <p>こうした特性を踏まえ、これまで実施してきた保健事業に加え、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みを進める関係市町村を支援することなどにより、さらなる被保険者の健康寿命の延伸を目指します。</p> <p>このため、広域連合は、保健事業を自ら実施するほか、保健事業の一部を委託契約に基づき関係市町村等に委託し事業の実施に必要な費用を委託事業費として交付します。</p> <p>保健事業の委託を受けた関係市町村等は委託契約に定めた事業を適正に実施します。</p>	<p>(4) 保健事業に関すること</p> <p>後期高齢者は、生理的機能の低下や日常生活の動作能力の低下による症状が増加するなどの特性を有しています。</p> <p>広域連合は、レセプト等から得られるデータを活用し、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、保健事業実施計画を策定し、関係市町村と連携・協力して必要な保健事業を行います。</p>

(2) 資料編

(ページを追加)



5. パブリックコメントについて

(1) 意見募集期間

令和元年12月5日(木)

～令和元年12月27日(金)

(2) 意見募集の結果

意見なし

6. 改定案

別冊のとおり

議案第5号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画	新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画
表 紙	
(略) 令和4年度 (略)	(略) 平成34年度 (略)
目 次	
<p>【目次】 1～5 (略)</p> <p>資料編 資料1～資料3 (略)</p> <p>資料4 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施イメージとそれぞれの役割・・・・・・・・・・14</p> <p>資料5 新潟県後期高齢者医療広域連合規約・・・・・・・・・・15</p>	<p>【目次】 1～5 (略)</p> <p>資料編 資料1～資料3 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>資料4 新潟県後期高齢者医療広域連合規約・・・・・・・・・・14</p>
本 文	
<p>1～3 (略)</p> <p>4 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること (略) (1)～(3) (略) (4) 保健事業に関すること <u>広域連合は、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため保健事業実施計画を策定し、関係市町村と連携・協力して必要な保健事業を行います。</u> <u>高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有する特性があります。</u></p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること (略) (1)～(3) (略) (4) 保健事業に関すること <u>後期高齢者は、生理的機能の低下や日常生活の動作能力の低下による症状が増加するなどの特性を有しています。</u> <u>広域連合は、レセプト等から得られるデータを活用し、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、保健事業実施計画を策定し、関係市町村と連携・協力して必要な保健事業を行います。</u></p>

新	旧
<p><u>こうした特性を踏まえ、これまで実施してきた保健事業に加え、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みを進める関係市町村を支援することなどにより、さらなる被保険者の健康寿命の延伸を目指します。</u></p> <p><u>このため、広域連合は、保健事業を自ら実施するほか、保健事業の一部を委託契約に基づき関係市町村等に委託し事業の実施に必要な費用を委託事業費として交付します。</u></p> <p><u>保健事業の委託を受けた関係市町村等は委託契約に定めた事業を適正に実施します。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>5 第3次広域計画の期間及び改定に関すること 第3次広域計画の期間は、平成30年度から令和4年度までとし、その後は5か年を単位として見直しを行います。 ただし、第3次広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認めるときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。</p>	<p>(5) (略)</p> <p>5 第3次広域計画の期間及び改定に関すること 第3次広域計画の期間は、平成30年度から平成34年度までとし、その後は5か年を単位として見直しを行います。 ただし、第3次広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認めるときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。</p>
資料編表紙	
<p>資料編</p> <p>資料1～資料3 (略)</p> <p><u>資料4 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施イメージとそれぞれの役割</u></p> <p><u>資料5 新潟県後期高齢者医療広域連合規約</u></p>	<p>資料編</p> <p>資料1～資料3 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>資料4 新潟県後期高齢者医療広域連合規約</u></p>

新

旧

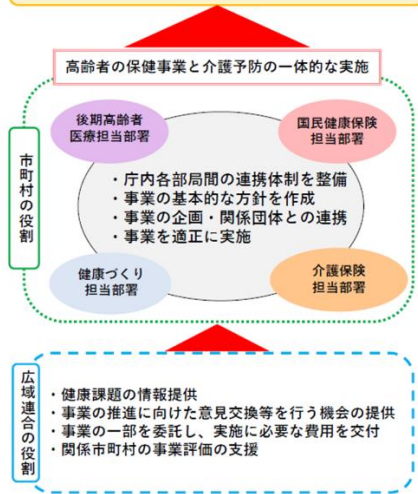
資料

資料1～資料3 (略)

資料4

広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の
一体的な実施イメージとそれぞれの役割

健康寿命の延伸



資料5 新潟県後期高齢者医療広域連合規約

資料1～資料3 (略)
(追加)

資料4 新潟県後期高齢者医療広域連合規約

背表紙

第3次広域計画
平成30年3月策定
令和2年4月一部改定
新潟県後期高齢者医療広域連合

第3次広域計画
平成30年3月_____
(追加)
新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第 6 号関係

令和 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

議案第6号関係資料

議案第6号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

《歳入歳出予算総額》

10億8,164万3千円（対前年度比2,714万7千円、2.4%減）

【歳入予算】

（単位：千円）

款	2年度予算	元年度予算	比較	主な科目の説明
分担金及び負担金	1,053,994	1,081,076	△27,082	共通経費負担金 ※議案第6号参考資料参照
国庫支出金	27,420	27,515	△95	特別調整交付金
その他の款の計	229	199	30	繰越金、諸収入
歳入合計	1,081,643	1,108,790	△27,147	

【増減の主なもの】

(減)特別会計事務費繰出金（対前年度3,731万2千円減）

特別会計の中間サーバー等負担金の減少に伴う事務費繰出金の減額によるもの

【歳出予算】

（単位：千円）

款	2年度予算	元年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,080,414	1,107,524	△27,110	一般管理事務費……………980,124 ・事務局運営費 31,997 ・特別会計事務費繰出金 948,127 職員派遣関係経費…………… 63,327 ・総務課等職員人件費負担金 63,000 特別調整交付金事業費(補助事業)………36,626 ・医療懇談会運営等経費 208 ・医療費通知郵送料 (医療費適正化分) 25,200 ・広報物作成経費 (医療費適正化分) 8,404
その他の款の計	1,229	1,266	△37	議会費、予備費
歳出合計	1,081,643	1,108,790	△27,147	

議案第6号参考資料

令和2年度予算における市町村共通経費負担金見込一覧

(単位:千円)

No.	市町村名	共通経費負担金
1	新潟市	319,157
2	長岡市	115,252
3	三条市	44,614
4	柏崎市	39,579
5	新発田市	44,176
6	小千谷市	19,006
7	加茂市	15,596
8	十日町市	28,571
9	見附市	20,487
10	村上市	31,646
11	燕市	36,270
12	糸魚川市	24,189
13	妙高市	18,193
14	五泉市	25,544
15	上越市	84,790
16	阿賀野市	21,380
17	佐渡市	31,277
18	魚沼市	19,863
19	南魚沼市	27,488
20	胎内市	16,316
21	聖籠町	8,780
22	弥彦村	6,754
23	田上町	8,562
24	阿賀町	9,682
25	出雲崎町	5,770
26	湯沢町	7,156
27	津南町	8,446
28	刈羽村	5,397
29	関川村	6,339
30	粟島浦村	3,714
合 計		1,053,994
広域連合予算額		1,053,994

議案第 7 号関係

令和 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に
ついて

議案第7号関係資料

議案第7号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
について

《歳入歳出予算総額》

2,678億4,049万2千円(対前年度比12億181万6千円、0.4%減)

【歳入予算】

(単位:千円)

款	2年度予算	元年度予算	比較	主な科目の説明
市町村支出金	46,706,455	44,892,814	1,813,641	
保険料等負担金	25,622,691	23,661,343	1,961,348	保険料徴収分+保険料軽減分負担金 ※議案第7号参考資料【A、B】参照
療養給付費負担金	21,083,764	21,231,471	△147,707	療養給付費負担金 ※議案第7号参考資料【C】参照
国庫支出金	89,294,157	90,522,900	△1,228,743	療養給付費負担金…………… 63,251,294 高額医療費負担金…………… 983,825 調整交付金…………… 24,625,725 事業費補助金…………… 166,960 円滑運営臨時特例交付金… 266,353
県支出金	22,067,589	22,774,440	△706,851	療養給付費負担金…………… 21,083,764 高額医療費負担金…………… 983,825 県財政安定化基金交付金… 0
支払基金交付金	106,944,393	107,686,176	△741,783	後期高齢者交付金
繰入金	2,418,567	2,796,176	△377,609	事務費繰入金…………… 948,127 医療財政調整基金繰入金…1,470,440
その他の款の計	409,331	369,802	39,529	特別高額医療費共同事業交付金、 財産収入、繰越金、諸収入
歳入合計	267,840,492	269,042,308	△1,201,816	

【増減の主なもの】

(増)その他健康保持増進事業(保健事業費) (対前年度比6,940万8千円増)

令和2年度から開始となる高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施にかかる経費を見込んだもの

(減)電算システム経費(総務費) (対前年度比2,437万6千円減)

中間サーバー等負担金の減少によるもの

(減)療養給付費(保険給付費) (対前年度比11億5,015万7千円減)

令和2年度・3年度の料率改定において、一人当たり医療給付費は増加の見込みであるが、被保険者数が減少する見込みのため全体の給付費が減少したもの

【歳出予算】

(単位:千円)

款	2年度予算	元年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,139,149	1,168,767	△29,618	総務管理費……………1,139,149 ・業務一般管理事務費 113,190 ・医療給付経費 523,557 ・電算システム経費 365,152 ・医療財政調整基金経費 116,890 ・医療費適正化推進事業費 19,064
保険給付費	265,682,620	266,923,292	△1,240,672	療養諸費……………255,315,413 ・療養給付費 248,318,245 ・療養費 1,876,672 ・食事・生活療養費 3,536,094 ・訪問看護療養費 987,272 ・審査支払手数料 596,089 高額療養諸費……………9,130,007 ・高額療養費 8,858,025 その他医療給付費……………1,237,200 ・葬祭費
保健事業費	812,145	735,438	76,707	健康診査事業費……………627,913 ・健康診査業務委託料 579,664 ・歯科健診業務委託料 33,988 その他健康保持増進事業費…184,232 ・低栄養・重症化予防業務 18,012 ・特別対策補助金 94,018 ・一体的実施委託料 69,000
その他の款の計	206,578	214,811	△8,233	県財政安定化基金拠出金、 特別高額医療費共同事業拠出金、 諸支出金、公債費、予備費
歳出合計	267,840,492	269,042,308	△1,201,816	

議案第7号参考資料

令和2年度予算における市町村療養給付費負担金・保険料等負担金見込一覧

(単位:千円)

No.	市町村名	保険料等負担金		療養給付費負担金 【C】
		(徴収分) 【A】	(保険料軽減分) 【B】 ※保険基盤安定制度分	
1	新潟市	7,152,336	1,726,654	6,981,318
2	長岡市	2,377,501	643,448	2,275,148
3	三条市	894,990	252,115	875,825
4	柏崎市	782,581	220,134	869,389
5	新発田市	787,362	237,546	833,255
6	小千谷市	315,592	91,831	345,600
7	加茂市	239,284	81,774	268,859
8	十日町市	472,588	178,153	555,106
9	見附市	313,146	107,452	370,311
10	村上市	545,688	201,057	741,046
11	燕市	704,354	190,740	651,584
12	糸魚川市	487,650	145,030	540,867
13	妙高市	305,470	90,686	347,830
14	五泉市	380,817	154,547	512,150
15	上越市	1,703,499	461,346	1,785,373
16	阿賀野市	275,335	117,365	419,893
17	佐渡市	548,461	225,995	692,139
18	魚沼市	319,914	101,843	375,396
19	南魚沼市	442,257	131,795	537,037
20	胎内市	245,680	78,434	289,668
21	聖籠町	65,907	27,614	95,137
22	弥彦村	61,014	17,837	63,778
23	田上町	96,786	31,633	106,214
24	阿賀町	114,269	55,069	182,117
25	出雲崎町	45,701	17,568	52,900
26	湯沢町	85,147	22,942	68,989
27	津南町	92,584	37,822	113,653
28	刈羽村	36,893	9,482	39,533
29	関川村	43,606	22,484	84,926
30	粟島浦村	4,207	1,676	8,723
合 計		19,940,619	5,682,072	21,083,764
広域連合予算額		25,622,691		21,083,764

新潟県後期高齢者医療広域連合

第3次広域計画

【平成30年度～令和4年度】

(2018年度～2022年度)



新潟県後期高齢者医療広域連合

※変更箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分

【 目次 】

1	広域計画の趣旨	1
2	第3次広域計画の項目	2
3	第3次広域計画の基本方針	3
4	広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	4
5	第3次広域計画の期間及び改定に関する事	6
資料編		
資料1	後期高齢者医療制度	8
資料2	被保険者の状況	10
資料3	後期高齢者医療給付費の状況	12
資料4	<u>広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施イメージとそれぞれの役割</u>	<u>14</u>
資料5	<u>新潟県後期高齢者医療広域連合規約</u>	<u>15</u>

1 広域計画の趣旨

新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が作成する広域計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年新潟県市町村第1401号）第5条の規定に基づき、広域連合及び新潟県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

広域連合におきましては、平成19年11月に第1次広域計画を作成、その後、平成25年3月に第2次広域計画を作成し、後期高齢者医療に係る様々な施策等を実施してきました。

現在の広域計画の期間が平成29年度で満了となることに伴い、今後も引き続き、関係市町村と緊密に連携・協力し、さらに安定的な事業運営を行っていくために、平成30年度からの新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（以下「第3次広域計画」）を作成します。

2 第3次広域計画の項目

第3次広域計画に記載する項目は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第5条で定められている次の項目とします。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関する事。

3 第3次広域計画の基本方針

第3次広域計画の基本方針は、次のとおりとします。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をはじめとする関係法令に則るとともに、関係機関における高齢者の保健福祉、医療及び介護に関する諸施策との調和を図りながら事業を推進します。
- (2) 広域連合と関係市町村が互いに協調・協力し合うとともに、住民の意見を十分に反映しながら、住民サービスの向上に努めます。
- (3) 広域化によるスケールメリットを十分に活かして、医療給付の財政基盤を強化し、後期高齢者の医療を適正にかつ安定的に確保します。
- (4) 住民の利便性に配慮しながら、広域連合と関係市町村がその役割を明確にすることにより、事務処理の効率化を図ります。

4 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

広域連合及び関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約等の規定に基づき、後期高齢者医療制度の実施について、次の事務を行います。

(1) 被保険者の資格管理に関すること

広域連合は、被保険者台帳による被保険者資格の管理及び被保険者証等の交付決定をします。

関係市町村は、住民からの資格管理に関する申請及び届出等の受付、被保険者証等の引渡し及び返還の受付の窓口業務を行い、これらの情報を広域連合へ送付します。

また、被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図ります。

(2) 医療給付の事務に関すること

広域連合は、医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管等を行います。

関係市町村は、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し等の窓口業務を行い、申請等の情報を広域連合へ送付します。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

広域連合は、関係市町村が持つ所得情報等を活用して、保険料率の決定、保険料の賦課決定や減免決定、徴収猶予の決定等を行います。

関係市町村は、保険料の徴収及び保険料に関する申請の受付を行います。

(4) 保健事業に関すること

広域連合は、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため保健事業実施計画を策定し、関係市町村と連携・協力して必要な保健事業を行います。

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有する特性があります。

こうした特性を踏まえ、これまで実施してきた保健事業に加え、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みを進める関係市町村を支援することなどにより、さらなる被保険者の健康寿命の延伸を目指します。

このため、広域連合は、保健事業を自ら実施するほか、保健事業の一部を委託契約に基づき関係市町村等に委託し事業の実施に必要な費用を委託事業費として交付します。

保健事業の委託を受けた関係市町村等は委託契約に定めた事業を適正に実施します。

(5) その他

後期高齢者医療制度の運営に当たっては、広域連合と関係市町村の間で、個人番号や住基情報などの情報連携が不可欠であり、広域連合と関係市町村が緊密に連携することにより、後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や問い合わせに対応します。

5 第3次広域計画の期間及び改定に関すること

第3次広域計画の期間は、平成30年度から令和4年度までとし、その後は5か年を単位として見直しを行います。

ただし、第3次広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認めるときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。

資料編

資料1 後期高齢者医療制度

- (1) 仕組み
- (2) 財源構成

資料2 被保険者の状況

- (1) 新潟県全体の被保険者数の推移
- (2) 新潟県内市町村別

資料3 後期高齢者医療給付費の状況

- (1) 新潟県全体の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移
- (2) 新潟県内市町村別

資料4 広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施イメージとそれぞれの役割

資料5 新潟県後期高齢者医療広域連合規約

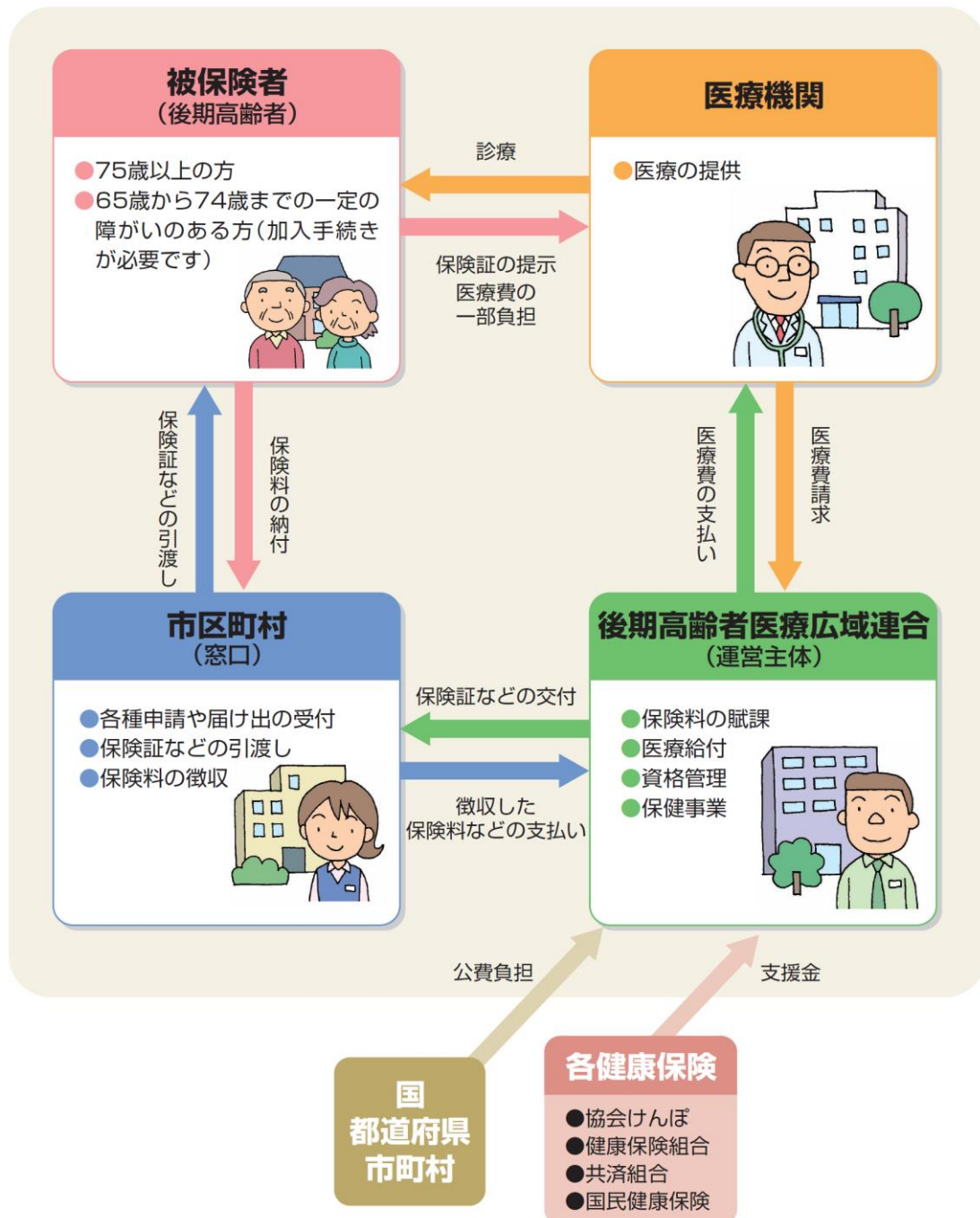
資料1

後期高齢者医療制度

(1) 仕組み

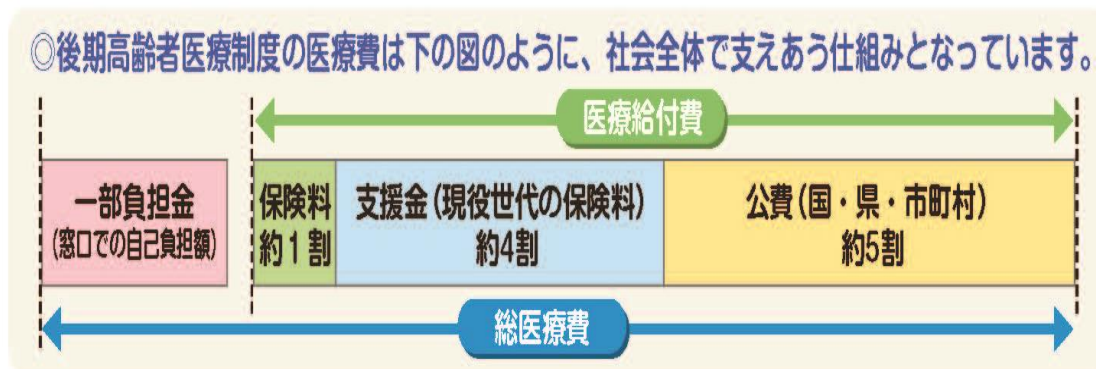
後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と、65歳から74歳までの一定の障がいのある方を対象とした医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位で全市町村が加入して設立する広域連合が行うこととされていますが、被保険者の利便性を確保するため、各種申請や受付等の窓口事務や保険料の徴収事務は市町村が行います。



(2) 財源構成

後期高齢者医療費の財源構成は、下表のように一部負担金（医療機関窓口での自己負担額）を除いた医療給付費を、保険料で約1割、支援金（現役世代の保険料）で約4割、公費で約5割を負担することとしています。



* 現役並み所得者（一部負担金3割）の医療給付費は、公費負担の対象外となっており、保険料以外の部分は支援金（現役世代の保険料）で賄われています。

資料 2

被保険者の状況

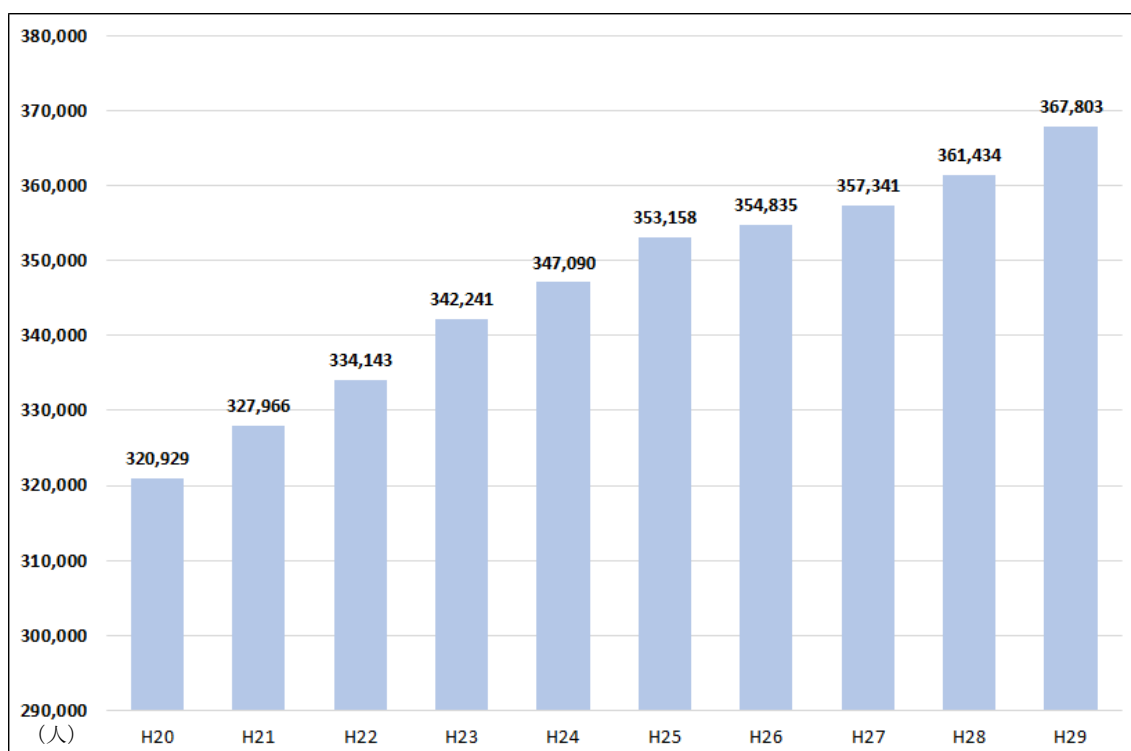
(1) 新潟県全体の被保険者数の推移

【実績値】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
被保険者数 (人)	320,929	327,966	334,143	342,241	347,090
対前年度比 (%)	—	102.19	101.88	102.42	101.42

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
被保険者数 (人)	353,158	354,835	357,341	361,434	367,803
対前年度比 (%)	101.75	100.47	100.70	101.15	101.76

* 被保険者数は、各年度 4 月 1 日現在



(2) 県内市町村別（平成 29 年 4 月 1 日現在）

市町村名	被保険者数（人）	対前年度比（%）	新潟県全体に占める 構成比（%）
新潟市	109,958	102.77	29.90
長岡市	42,185	101.54	11.47
三条市	15,776	102.11	4.29
柏崎市	14,772	100.19	4.02
新発田市	15,887	101.46	4.32
小千谷市	6,268	100.40	1.70
加茂市	5,078	100.77	1.38
十日町市	11,311	101.04	3.08
見附市	6,540	101.84	1.78
村上市	12,635	100.72	3.44
燕市	12,148	103.23	3.30
糸魚川市	9,484	102.83	2.58
妙高市	6,360	101.45	1.73
五泉市	9,196	100.88	2.50
上越市	31,642	101.63	8.60
阿賀野市	7,225	101.35	1.96
佐渡市	13,769	99.59	3.74
魚沼市	7,168	101.30	1.95
南魚沼市	9,684	100.49	2.63
胎内市	5,150	102.00	1.40
聖籠町	1,665	100.91	0.45
弥彦村	1,216	103.05	0.33
田上町	2,005	103.08	0.55
阿賀町	3,354	99.47	0.91
出雲崎町	1,100	97.43	0.30
湯沢町	1,496	103.24	0.41
津南町	2,459	98.01	0.67
刈羽村	746	101.08	0.20
関川村	1,402	98.59	0.38
粟島浦村	124	104.20	0.03
計	367,803	101.76	100.00

資料 3

後期高齢者医療給付費の状況

(1) 新潟県全体の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移

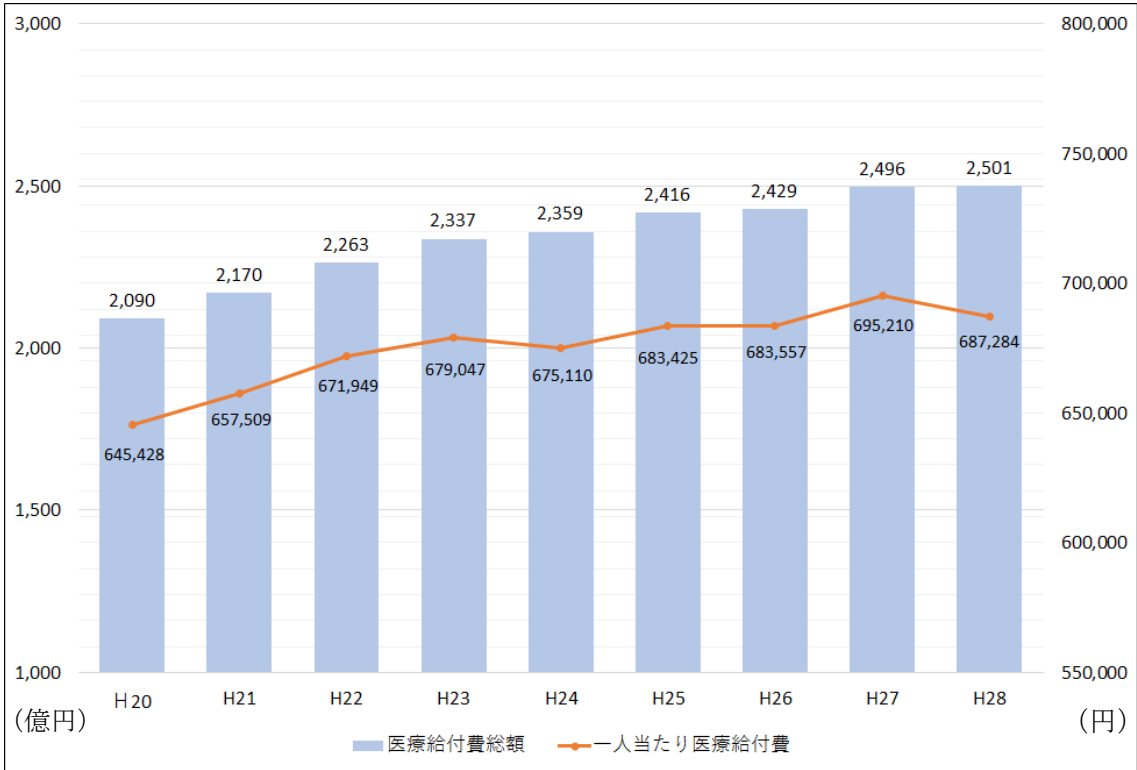
【実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医療給付費総額 (億円)	2,090	2,170	2,263	2,337	2,359
対前年度比 (%)	-	103.83	104.29	103.25	100.92
一人当たり医療給付費 (円)	645,428	657,509	671,949	679,047	675,110
対前年度比 (%)	-	101.87	102.20	101.06	99.42

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療給付費総額 (億円)	2,416	2,429	2,496	2,501
対前年度比 (%)	102.45	100.54	102.74	100.21
一人当たり医療給付費 (円)	683,425	683,557	695,210	687,284
対前年度比 (%)	101.23	100.02	101.70	98.86

* 平成20年度分は、後期高齢者医療制度が平成20年4月に施行されたため、老人保健制度の3月診療分と後期高齢者医療制度の4月診療分～2月診療分の合計値

* 一人当たり医療給付費は年間平均被保険者数により算出



(2) 県内市町村別

市町村名	平成28年度				一人当たり医療給付費の推移		
	医療給付費 総額 (千円)	対前年 度比 (%)	一人当たり 医療給付費 (円)	対前年 度比 (%)	平成27 年度	平成26 年度	平成25 年度
新潟市	82,072,479	102.05	758,610	99.64	761,376	748,218	748,408
長岡市	27,301,718	99.27	654,137	98.10	666,838	648,492	645,189
三条市	10,587,497	101.72	679,513	99.87	680,422	673,526	673,399
柏崎市	9,929,271	100.30	677,535	99.15	683,344	661,290	661,559
新発田市	9,756,506	101.15	619,264	100.07	618,838	611,334	618,727
小千谷市	4,163,728	98.60	668,442	98.43	679,129	630,365	641,782
加茂市	3,299,712	96.34	651,731	95.48	682,578	675,721	684,682
十日町市	6,420,822	98.57	571,197	98.33	580,903	588,801	605,238
見附市	4,334,159	99.38	670,404	97.65	686,507	659,803	667,080
村上市	8,857,411	98.56	704,871	98.05	718,916	697,757	678,548
燕市	7,864,968	105.30	658,928	102.06	645,610	630,644	640,602
糸魚川市	6,394,667	102.43	680,428	100.40	677,708	639,592	656,037
妙高市	4,262,196	95.89	676,110	95.10	710,970	715,802	723,431
五泉市	6,057,637	101.19	660,449	100.32	658,344	649,641	641,198
上越市	20,925,049	96.79	668,917	95.87	697,700	696,969	700,210
阿賀野市	4,781,201	98.66	668,512	98.59	678,071	655,915	654,300
佐渡市	8,989,348	97.11	652,111	98.32	663,281	652,837	644,743
魚沼市	4,450,777	100.54	625,636	100.18	624,537	662,752	635,398
南魚沼市	6,418,985	101.84	665,939	101.71	654,760	678,514	673,586
胎内市	3,488,582	96.18	684,573	95.14	719,536	689,566	659,078
聖籠町	1,053,589	90.27	635,458	89.83	707,383	643,140	651,629
弥彦村	676,096	93.89	564,354	91.38	617,609	647,686	633,920
田上町	1,273,778	107.75	644,625	104.59	616,356	628,407	666,097
阿賀町	2,294,401	102.08	680,629	102.47	664,194	668,293	685,052
出雲崎町	661,618	92.08	590,730	93.39	632,522	618,346	667,107
湯沢町	822,309	102.73	557,498	99.67	559,340	584,299	555,987
津南町	1,312,198	87.39	528,473	89.11	593,027	586,233	577,879
刈羽村	477,146	94.11	642,189	93.22	688,872	621,690	572,006
関川村	1,106,814	104.20	784,418	105.23	745,437	694,088	729,645
粟島浦村	78,850	115.89	641,058	107.41	596,829	577,019	597,652
計	250,113,512	100.21	687,284	98.86	695,210	683,557	683,425

広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の
一体的な実施イメージとそれぞれの役割

健康寿命の延伸

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

後期高齢者
医療担当部署

国民健康保険
担当部署

- ・ 庁内各部局間の連携体制を整備
- ・ 事業の基本的な方針を作成
- ・ 事業の企画・関係団体との連携
- ・ 事業を適正に実施

健康づくり
担当部署

介護保険
担当部署

市町村の役割

広域連合の役割

- ・ 健康課題の情報提供
- ・ 事業の推進に向けた意見交換等を行う機会の提供
- ・ 事業の一部を委託し、実施に必要な費用を交付
- ・ 関係市町村の事業評価の支援

資料5

新潟県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年2月27日
新潟県市町村第1401号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、新潟県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、新潟県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、新潟市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、30人とする。

2 広域連合の議会は、関係市町村の議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、各関係市町村の議会の議員のうちから、当該関係市町村の議会において1人を選出する。

2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

- 3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

- 2 広域連合に会計管理者を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。
- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
- 4 副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。
- 5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び新潟県の支出金
- (4) その他の収入

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2の負担割合等により、広域連合の予算において定めるものとする。

(市町村長協議会)

第18条 広域連合に、その運営に関する重要事項を審議するため、関係市町村の長で構成する市町村長協議会を置くものとする。

2 市町村長協議会の運営に関する事項は、条例で定める。

(補則)

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年3月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間においては、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 施行日から健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定の施行の日の前日までの間における第4条及び別表第2の規定の適用については、同条中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「改正後の高齢者医療確保法」という。）」と、同表中「高齢者医療確保法」とあるのは「改正後の高齢者医療確保法」とする。

4 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、新潟市新光町4番地1（新潟県自治会館本館）にて行うものとする。

5 施行日から平成19年3月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条中、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」とする。

6 施行日以後、広域連合長が選任されるまでの間、施行日前日において新潟県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の会長の職にあった者が、広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行うものとする。

附 則（平成20年3月31日新潟県市町村第1357号）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日新潟県市町村第1370号）

この規約は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成25年2月8日新潟県知事に届出）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	関係市町村において処理する事務
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2	被保険者証及び資格証明書の引渡し
3	被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5	保険料に関する申請の受付
6	上記事務に付随する事務

別表第2（第17条関係）

区 分		負担割合等
共通経費	均 等 割	10%
	高齢者人口割	40%
	人 口 割	50%
医療給付に要する経費		高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
保険料その他の納付金		高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額

備考

- 1 上表中「共通経費」とは、広域連合の運営に必要な事務経費等で、関係市町村で分担する負担金をいう。
- 2 上表中「均等割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の数により算出するものをいう。
- 3 上表中「高齢者人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口の割合により算出するものをいう。
- 4 上表中「人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳に基づく人口の割合により算出するものをいう。

第3次広域計画

平成30年 3月 策定

令和2年 4月 一部改定

新潟県後期高齢者医療広域連合
